

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年 5月26日

【会社名】 チエル株式会社

【英訳名】 CHleru Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川居 睦

【本店の所在の場所】 東京都品川区東品川二丁目 2番24号

【電話番号】 (03)6712 - 9721(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 マネジメントサービス部長 田上 誠夫

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東品川二丁目 2番24号

【電話番号】 (03)6712 - 9721(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 マネジメントサービス部長 田上 誠夫

【縦覧に供する場所】 株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年5月23日開催の取締役会決議において、平成28年7月1日付で、沖縄チエル株式会社を、当社より簡易新設分割（以下「本会社分割」という）の方法により新設することを決定しましたので、金融証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 会社分割の目的

本会社分割は、当社が現在沖縄営業所で実施している教育用ソフトウェア、ネットワーク及びシステム販売事業の競争力強化及び営業力強化を目的としています。

当社の100%子会社である新設分割設立会社（以下「新設会社」という）は、地域の特性を生かした経営を行うことで、沖縄エリアの教育ICT市場のさらなる活性化に寄与いたします。

(2) 会社分割の方法、新設分割会社となる会社に割り当てられる新設分割設立会社となる数その他の財産の内容

会社分割の方法

当社を分割会社とし、沖縄チエル株式会社を新設会社とする新設分割方式によります。なお、本会社分割は、会社法第805条の規定に基づく簡易分割の要件を満たすため、株主総会の承認を得ることなく行います。

新設分割会社となる会社に割り当てられる新設分割設立会社となる数その他の財産の内容

新設会社が分割に際して発行する普通株式は1,000株であり、そのすべてを当社に割当交付いたします。

その他の新設分割計画の内容

当社が平成28年5月23日の取締役会で承認した新設分割計画の内容は後記のとおりであります。

(3) 新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

本会社分割は、当社単独での新設分割であり、新設分割設立会社の株式のみが当社に割当てられるため、第三者機関による算定は実施しておりません。割当株式数につきましては、新設分割設立会社の資本金等の額を考慮して決定しております。

(4) 新設分割設立会社となる会社の概要

商号	沖縄チエル株式会社
本店の所在地	沖縄県那覇市首里石嶺町四丁目99番1号 まるしんビル1F
代表者の氏名	代表取締役社長 又吉 功和
資本金	10百万円
純資産の額	10百万円
総資産の額	10百万円
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・教育用ソフトウェア、ネットワークおよびシステムの企画・研究開発、コンサルティング、操作要員・技術要員等の指導者育成 ・情報通信サービス及び情報提供サービスに関する業務 ・情報処理機器、電気通信機械器具、事務用機械の製造及び販売 ・教材、教育機器、文房具の企画、開発及び販売 ・図書、書籍、雑誌の企画、制作、出版及び販売 ・労働者派遣業務

(注) 新設分割設立会社についての記載内容は、本報告書提出日現在における予定です。

(以下、分割計画書の内容)

新設分割計画書

チエル株式会社（以下「甲」という）は、新たに設立する沖縄チエル株式会社（以下「乙」という）に対し、甲が西日本営業部第5営業課沖縄営業所において営む事業（以下「本件対象事業」という）に関する権利義務を承継させるため、新設分割（以下「本件会社分割」という）を行うこととし、以下のとおり新設分割計画（以下「本計画」という）を定める。

第1条（乙の定款記載事項）

乙の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数その他乙の定款で定める事項は、別紙1記載のとおりとする。

第2条（乙の設立時取締役および設立時監査役の氏名）

乙の設立時取締役および設立時監査役は、以下のとおりとする。

（1）設立時取締役

又吉 功和
北原 佳世子
若松 洋雄

（2）設立時監査役

加藤 栄政

第3条（承継する権利義務）

1. 甲は、平成28年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに第6条に定める分割期日の前日までの増減を加除した、本件対象事業に関する資産、雇用契約その他の権利義務（その詳細は別紙2に定める）を、第6条に定める分割期日において乙に承継させ、乙はこれを承継する。
2. 本件対象事業に関し、第6条に定める分割期日の前日までに発生した甲の債務については、乙はこれを承継しない。

第4条（本件会社分割に際して交付する乙の株式の数）

乙は、甲に対し、本件会社分割に際して、譲渡制限株式1,000株を発行し、そのすべてを前条に定める権利義務の対価として甲に交付する。

第5条（乙の資本金および準備金の額）

乙の資本金および準備金の額は、以下のとおりとする。

- | | |
|---------------|--------------|
| （1）設立時資本金の額 | 金10,000,000円 |
| （2）設立時資本準備金の額 | 金0円 |
| （3）設立時利益準備金の額 | 金0円 |

第6条（分割期日）

本件会社分割の分割期日（会社法第924条第1項第1号へに規定する日を指す）は平成28年7月1日とする。ただし、甲は、分割手続進行上の必要その他の事由により、これを変更することができる。

第7条（分割手続等）

甲は、第6条に定める分割期日の前日までに、関連法令により必要となる手続を行うものとする。

第8条（競業避止義務）

甲は、乙が承継する本件対象事業について、競業避止義務を負わないものとする。

第9条（本計画の変更等）

甲は、本計画作成後分割期日に至るまで、天変地異その他の事由により甲の財政状態または経営状態に重大な変更が生じた場合その他本件会社分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本計画を変更し、または本件会社分割を中止することができるものとする。

第10条（本計画の効力）

本計画は、関係法令に定める監督官庁等の承認が得られない場合には、その効力を失う。

第11条（本計画に定めのない事項）

本計画に定める事項の他、本件会社分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従い決定する。

平成28年 5 月23日

東京都品川区東品川二丁目 2 番24号
チエル株式会社
代表取締役社長 川居 睦

別紙 1

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、沖縄チエル株式会社と称し、英文では、Okinawa CHleru Co.,Ltd.と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

1. 教育用ソフトウェア、ネットワークおよびシステムの企画・研究開発
2. 教育用ソフトウェア、ネットワークおよびシステムの制作、供給および販売
3. 教育用ソフトウェア、ネットワークおよびシステムに関する教育及びコンサルティング
4. 教育用ソフトウェア、ネットワークおよびシステムの開発、構築、保守に関する請負
5. 教育用ソフトウェア、ネットワークおよびシステムに関する操作要員、技術要員等の指導者の育成
6. 情報通信サービスおよび情報提供サービスに関する業務
7. 情報処理機器、電気通信機器器具、事務用機器の製造および販売
8. 教材、教育機器、文房具の企画、開発および販売
9. 図書、書籍、雑誌の企画、制作、出版および販売
10. 労働者派遣業務
11. 情報処理機器、電気通信機器器具、事務用機器のリースおよびレンタル業
12. 古物営業法に基づく古物商
13. 情報処理機器、電気通信機器器具、事務用機器の買取、販売および輸出入
14. 一般および産業廃棄物の収集、運搬、処理およびリサイクル
15. 情報処理機器、電気通信機器器具、事務用機器の収集、運搬、処理およびリサイクル
16. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を沖縄県那覇市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会、取締役会及び監査役を置く。

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、官報に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、10,000株とする。

(株券の不発行)

第 7 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

第 3 章 株主総会

(招集)

第9条 当社の定時株主総会は毎事業年度の終了後3箇月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(議長)

第11条 株主総会の議長は代表取締役がこれに当たる。

(決議)

第12条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、代理人1名をもって議決権を行使することができる。この場合、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第14条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令の定める事項については、議事録に記載する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第15条 当社の取締役は3名以上5名以内とする。

(取締役の選任)

第16条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第17条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役または前任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第18条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を遂行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を選定することができる。

(報酬等)

第19条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第20条 当社の監査役は、1名以上とする。

(選任方法)

第21条 監査役は、株主総会の決議により選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

(監査役の任期)

第22条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第23条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第24条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第25条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者(以下「株主等」という。)に対して、剰余金の配当を行うことができる。

2. 前項に定める場合のほか、当社は基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(除斥期間)

第26条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても、なお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 未払いの配当金には利息をつけない。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第27条 当社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立の方法)

第28条 当社の設立の方法は、会社法第762条の新設分割による。

(設立時代代表取締役)

第29条 当会社設立時代代表取締役は、次のとおりとする。

又吉 功和

(附則の削除)

第30条 第29条及び本条は、当会社成立の日の翌日にこれを削除する。

別紙 2

承継する資産・債務、権利・義務の明細

1. 資産

(1) 流動資産

現金 10,000,000円

(2) 固定資産

有形固定資産

なし

無形固定資産

なし

投資その他の資産

差入保証金 55,000円

敷金 77,500円

(3) 繰延資産

なし

2. 債務

なし

3. 承継するその他の権利義務等

(1) 雇用契約

本件対象事業に主として従事する従業員との間の雇用契約

(2) 事業用賃貸借契約

平成18年11月1日付けで、まるしん畳店との間で締結された事業用賃貸借契約

(3) 駐車場契約

- ・平成24年3月15日付けで、三樹住宅との間で締結された駐車場契約
- ・平成27年9月1日付けで、株式会社南新物産との間で締結された駐車場契約

(4) 車両リース契約

- ・平成20年6月26日付けで、日本カーソリューション株式会社との間で締結された自動車リース契約
- ・平成22年7月28日付けで、日本カーソリューション株式会社との間で締結された自動車リース契約
- ・平成23年11月25日付けで、芙蓉オートリース株式会社との間で締結された自動車リース契約

(5) 平成19年2月20日にセコム株式会社との間で締結された権利譲渡通知書に基づくセキュリティ契約

(6) その他の契約

以上に挙げる各契約以外の契約上の地位については、乙はこれを承継しない。

以上